

河内長野市営住宅長寿命化計画



令和 3年 3月



目次

1. 河内長野市公営住宅長寿命化計画の背景・目的	1
1-1 背景と目的	1
1-2 人口・世帯の状況	2
1-3 計画の位置づけ	3
1-4 計画の対象	4
1-5 計画期間	4
2. 公営住宅等長寿命化計画の策定フロー	5
3. 市営住宅の状況・課題	6
3-1 市営住宅の状況	6
3-2 入居者の状況	7
3-3 入居者の収入状況	8
3-4 市営住宅の募集・応募状況	8
3-5 市営住宅における課題	9
4. 市営住宅のあり方	10
4-1 住宅セーフティネットのあり方	10
4-2 公営住宅の需要予測と目標設定	10
5. 事業手法の選定	13
6. 市営住宅の管理運営に関する方針	16
6-1 ストックの状況把握・改善の実施・データ管理に関する方針 ...	16
6-2 改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの 縮減に関する方針	16
6-3 点検の実施方針	17
6-4 計画修繕の実施方針	17
6-5 居住者等との合意形成	17
6-6 各関係機関との連携	18

1. 河内長野市営住宅長寿命化計画の背景・目的

1-1 背景と目的

本市は、昭和 29 年の町村合併により誕生し、その後、公共の福祉、市民生活の向上、社会経済活動を支えるため、インフラ施設と並んで、市営住宅等の公共建築物を建設し、その役割を果たしてきた。

本市の市営住宅は、全 4 住宅 7 棟 186 戸あり、そのすべてが平成 7 年度以降に竣工した中・高層の耐火建築物となっており、比較的耐用年数の長い住宅が整備されている。しかし、3 住宅が建設後 20 年を経過し、残りの 1 住宅についても 20 年近い築年数であることから、その設備や外壁等について計画的に修繕を進めていく必要がある。

一方で、市全体の公共建築物を見ると、その約 50%が建設後 30 年を経過し、10 年後には約 80%となり、経年劣化に対応するために多大な費用を要することが予想される。

本市では、こうした公共施設等の維持・更新問題に対応していくため、平成 26 年 4 月に「公共施設の維持保全・有効活用方針」を策定し、平成 27 年 9 月には、今後の公共施設について、そのあり方を含め計画的な維持保全・更新に取り組み、利用される市民の方々の安全・安心の確保、新たなニーズに対応し、中長期的な視点からのコスト縮減や平準化を行うことを目的とした「公共施設等総合管理計画」を策定した。

さらに、この取組を具体的に進めるため、一般公共建築物の最適化・最小化に向けた取組と各施設の方向性を示すものとして、「公共施設再配置計画」を策定した。同計画では、市営住宅について、経費の削減に努めながら現状を維持すると評価しつつ、建設後の経過年数や同時期に集中して建設されていることを考慮し、市営住宅の長寿命化計画を策定することにより、各住宅の改修更新時期を調整しながら、各年度の改修費の平準化を図るとしている。

以上のことから、本計画は、各種調査や統計資料等により公営住宅の需要量を把握し、他の公的住宅とのバランス等を考慮した上で管理目標を定める。また、市営住宅のストック状況を勘案しながら、管理運営方針を中長期的に計画し、その中でライフサイクルコスト（LCC）の算出や改善事業を実施すべき住棟の事業方針を定め、効果的に市営住宅の長寿命化を図ることを目的とする。

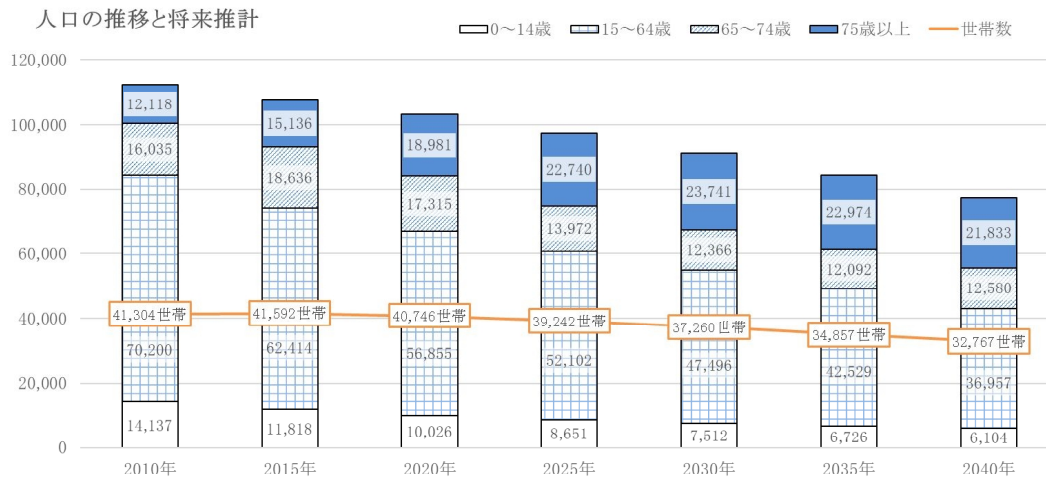
1-2 人口・世帯の状況

平成 27 年国勢調査によると、本市の人口は 106,987 人、世帯は 42,144 世帯、1 世帯当たりの人員は 2.49 人となっている。人口は、平成 12 年をピークに減少傾向にあり、将来も減少を続けると推計され、令和 7 年度末（2025 年度末）には 100,000 人を下回ると見込まれている。（第 5 次総合計画より）

世帯数は増加傾向だが、これは世帯当たりの人員縮小によるところが大きく、今後の伸び率は鈍り、減少傾向と推計される。

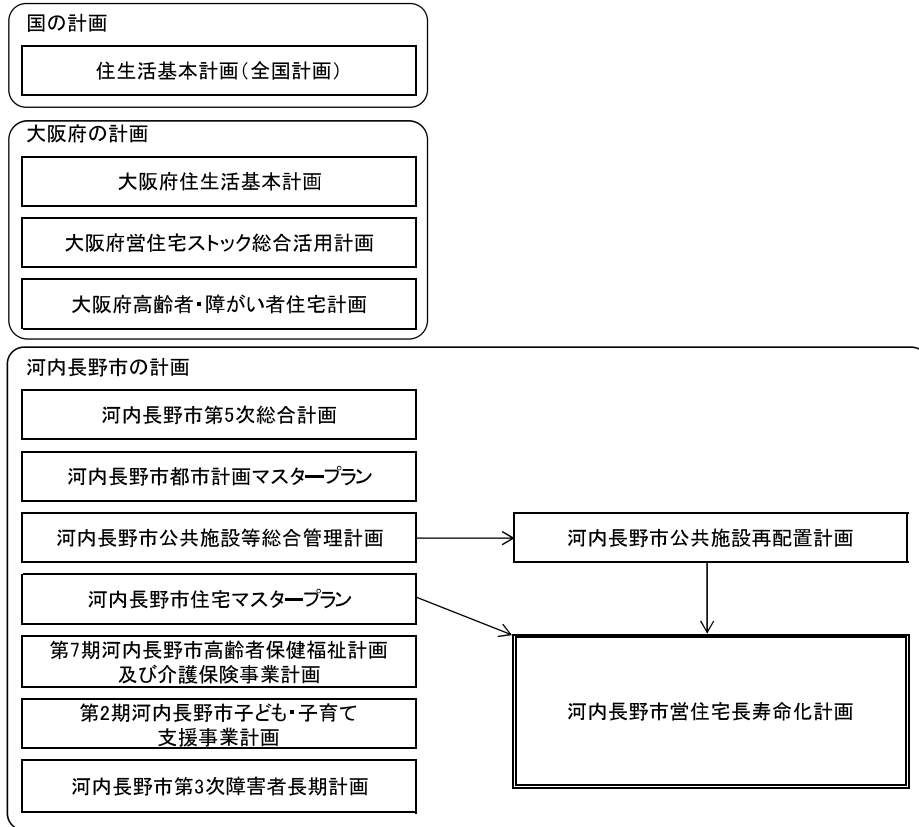
年齢別人口割合をみると、年少人口（15 歳未満）は今後も減少し続ける一方、高齢者（65 歳以上）は増加傾向にあり、少子・高齢化が進行している。

人口・世帯数の推計（2010 年～2040 年）



1-3 計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年 3 月に策定した「河内長野市住宅マスタープラン」の部門別計画として位置づける。



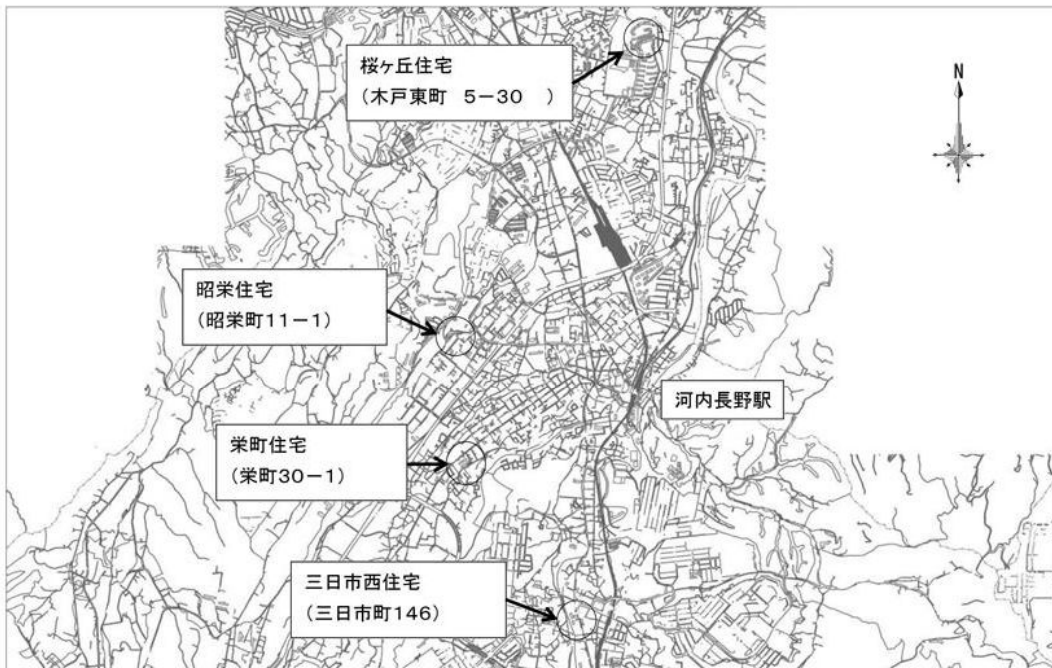
1-4 計画の対象

本計画は、本市の全ての市営住宅を対象とする。

■計画対象市営住宅

住宅名	建設年度	管理戸数(戸)	構造	構造階数(階)	棟数(棟)
桜ヶ丘住宅	平成7	30	中耐・壁式	5	1
栄町住宅	平成9	52	中耐・壁式	3～4	4
昭栄住宅	平成12	34	中耐・壁式	3～4	1
三日市西住宅	平成14	70	高耐・ラーメン構造	7～8	1

■対象住宅(市営住宅)位置図



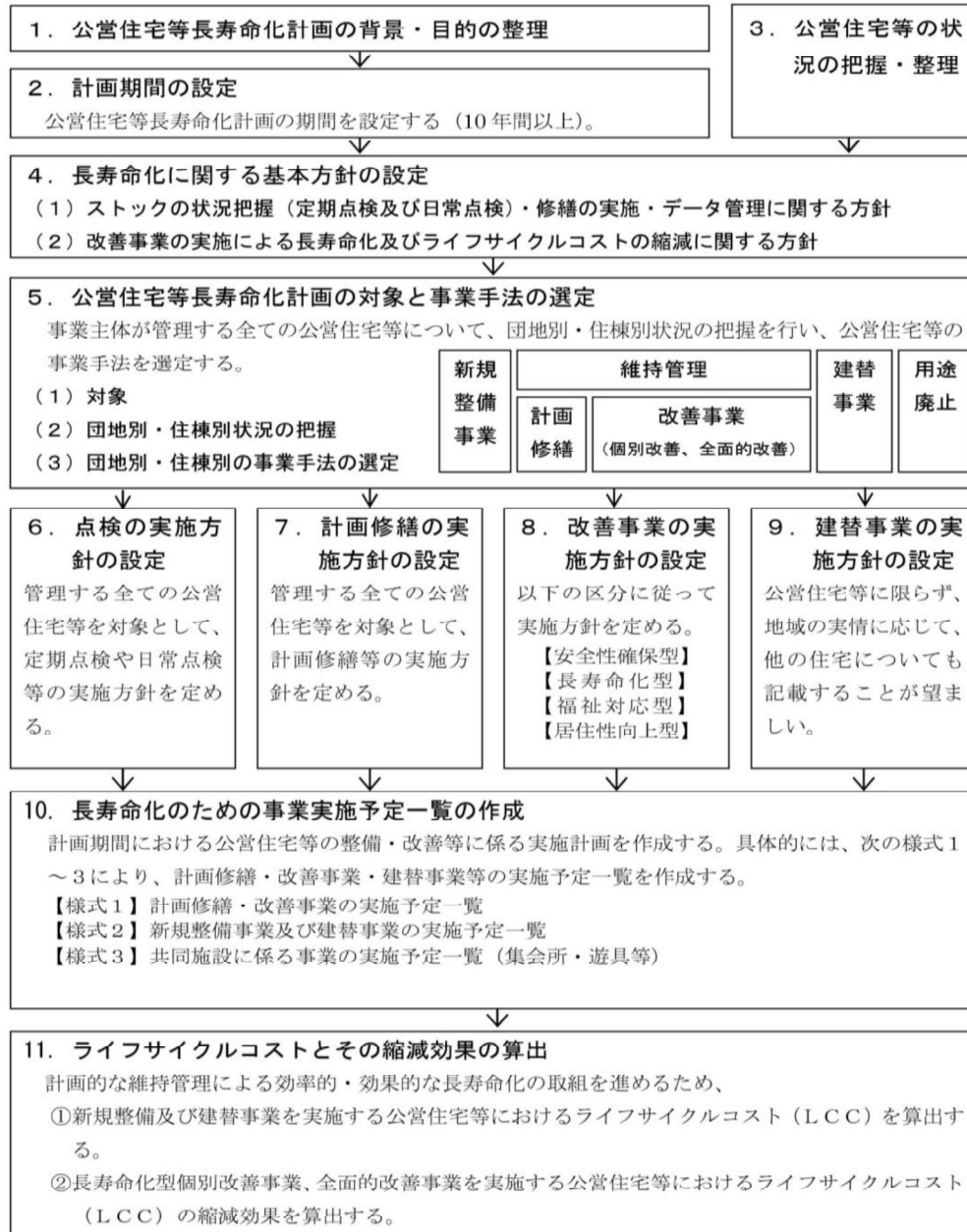
1-5 計画期間

計画期間は令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)までの10年間とする。

また、社会経済情勢の変化や事業実績等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

2. 公営住宅等長寿命化計画の策定フロー

本計画の策定に当たっては、国土交通省が発出する公営住宅等長寿命化計画策定指針で定められた策定フローを参考に検討を行う。



3. 市営住宅の状況・課題

3-1 市営住宅の状況

河内長野市では、4団地の7棟、186戸の市営住宅を管理している。

いずれの住宅・棟についても、平成7年度以降の竣工で、耐震性やバリアフリー化等一定の住宅水準は確保されている。

団地名		竣工年度	住棟数	戸数	構造	階数	住戸専用面積(m ²)	経過年数(年)					
1	桜ヶ丘住宅	H 7	1	15	RC造 中耐 壁式	5	63.46m ²	25年					
				14			60.65m ²						
				1			72.75m ²						
2	栄町住宅 (1号棟)	H 9	1	6	RC造 中耐 壁式	3	63.92m ²	23年					
				6			61.11m ²						
	栄町住宅 (2号棟)		1	2			63.15m ²						
				3			54.33m ²						
				6			50.12m ²						
				1			67.94m ²						
	栄町住宅 (3号棟)		1	12			63.15m ²						
				4			60.35m ²						
	栄町住宅 (4号棟)		1	6			63.92m ²						
				6			61.11m ²						
	3		昭栄住宅	H 12			1		1	RC造 中耐 壁式	4	93.49m ²	20年
									6			64.93m ²	
1		62.47m ²											
26		76.49m ²											
4	三日市西住宅	H 14	1	28	RC造 高耐 ラーメン構造	8	63.97m ²	18年					
				26			63.97m ²						
				14			64.61m ²						
				2			63.97m ²						
合計			7	186									

3-2 入居者の状況

(1) 入居戸数・居住者数の現況

入居戸数、空家戸数や居住者の状況は、以下のとおりである。

管理戸数 186 戸に対して 180 戸が入居状態であり、入居率は約 96%となっている。

(令和2年3月末現在)

団地名	管理戸数	入居戸数	世帯人数別入居戸数								居住者総数	平均世帯人数	空家戸数
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人			
1 桜ヶ丘住宅	30	27	9	11	7						52	1.93	3
			33%	41%	26%								
2 栄町住宅 (1号棟) 栄町住宅 (2号棟) 栄町住宅 (3号棟) 栄町住宅 (4号棟)	12	12	3	3	4	2					29	2.42	0
			25%	25%	33%	17%							
	12	12	11	1							13	1.08	0
			92%	8%									
	16	16	7	7	2						27	1.69	0
			44%	44%	13%								
	12	12	1	6	4	0	1				30	2.50	0
			8%	50%	33%	0%	8%						
3 昭栄住宅	34	33	17	11	4	1				55	1.67	1	
			52%	33%	12%	3%							
4 三日市西住宅	70	68	32	26	7	3				117	1.72	2	
			47%	38%	10%	4%							
合計	186	180	80	65	28	6	1			323	1.79	6	
			44%	36%	16%	3%	1%						

割合は各項目ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

(2) 高齢者世帯の現況(65歳以上の高齢者を対象)

高齢者世帯の状況は、以下のとおりである。

入居戸数 180 戸のうち、3分の2となる 120 戸が高齢者のいる世帯となっている。

(令和2年3月末現在)

団地名	管理戸数	入居戸数	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯	高齢者同居世帯	(左計)高齢者のいる世帯	65歳以上高齢者数
1 桜ヶ丘住宅	30	27	5	5	4	14	23
			19%	19%	15%	52%	
2 栄町住宅 (1号棟) 栄町住宅 (2号棟) 栄町住宅 (3号棟) 栄町住宅 (4号棟)	12	12	3	1	3	7	11
			25%	8%	25%	58%	
	12	12	8	1	0	9	10
			67%	8%	0%	75%	
	16	16	4	5	3	12	20
			25%	31%	19%	75%	
	12	12	0	3	2	5	10
			0%	25%	17%	42%	
3 昭栄住宅	34	33	16	5	8	29	42
			48%	15%	24%	88%	
4 三日市西住宅	70	68	25	12	7	44	63
			37%	18%	10%	65%	
合計	186	180	61	32	27	120	179
			34%	18%	15%	67%	

割合は各項目ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

3-3 入居者の収入状況

入居者の収入超過者と高額所得者の状況は、下表のとおりである。

収入超過者は入居世帯全体の10%未満となっており、高額所得に該当する者はいない。

収入超過者・高額所得者の状況

	令和元年度	令和2年度
収入超過者	11	9
高額所得者	0	0

3-4 市営住宅の募集・応募状況

市営住宅の募集・応募状況は、下表のとおりである。

毎年度、募集戸数以上の応募件数があり、今後も継続して市営住宅を維持管理していく必要がある。

市営住宅の募集・応募状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
募集戸数 (A)	2戸	8戸	6戸
応募件数 (B)	18人	28人	51人
応募倍率 (B/A)	9.00倍	3.50倍	8.50倍

3-5 市営住宅における課題

本市の市営住宅は、平成7年度以降に新しい基準に沿って相次いで建て替えられており、住宅の整備水準は概して満たされている。但し、めまぐるしく変化する社会状況や安全・安心な住生活をめざしての市営住宅ストックの課題もいくつか存在している。

(1) 高齢化への対応

市営住宅入居者の高齢者世帯（65歳以上の家族がいる世帯）の割合は全体で66.7%（令和元年度末時点で入居世帯180世帯中120世帯が該当）となっている。

今後、更に高齢化が進むことが予想される状況下で、高齢者が安全に安心して暮らせるような配慮が求められる。

(2) 住生活環境への対応

住生活環境の向上を図るための住宅設備の修繕や改善では、設備機器の修繕周期に合わせて、省エネルギー・省資源に対応する環境に配慮した住宅機器等を使用することが求められる。

また、住宅内の植栽による環境緑化、集会所や児童遊園等の維持など周辺環境への対応が求められる。

(3) まちの活性化への対応

市営住宅は法令、入居基準等による制限があることや入居者の居住年数の長期化等により、高齢者の割合が高くなる傾向にある。本市全域においても高齢化が進む中で、良好なコミュニティの継承及び活性化を図っていくためには、若年層の地域活動への参加が不可欠である。市営住宅においても、若年層が入居しやすい環境づくりが必要であると考えられる。

(4) 住宅の適切な維持管理

住宅の適切な維持管理は、対処療法的、事後保全的な対応ではなく、定期的な点検の強化や早期の修繕策による維持保全、改善等を行い、更新コストの削減やストックの長寿命化を図っていくことが求められる。

4. 市営住宅のあり方

4-1 住宅セーフティネットのあり方

今後も続く高齢社会においては、高齢者等をはじめとする住宅確保要配慮者への対応を継続しつつ、将来の人口減少も見据えた住宅セーフティネットの構築が重要である。

このため、市営住宅・府営住宅だけでなく、低廉な民営借家を有効に活用することで、住宅確保要配慮者がそれぞれのニーズに応じて住宅を選択することができる、重層的なセーフティネットの構築を目指すこととする。

4-2 公営住宅の需要予測と目標設定

低額所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯をはじめとした公営住宅の供給による支援が求められる世帯は今後も新たに発生する。そこで、今後の需要量の算出に当たっては、市の将来展望人口推計をベースに、公営住宅供給目標量設定支援プログラム（国土交通省作成の推計プログラム）を使用し、市内の将来の住宅確保要配慮者のボリュームを推計する。

【ステップ1から3】の結果：Ⅱ. 著しい困窮年収未満の世帯数推計【市区・全域版】

(国勢調査より)

	2015 年度	2020 年度	2025 年度	2030 年度	2035 年度	2040 年度
世帯数(一般世帯数)	41,592	40,746	39,242	37,260	34,857	32,767
公営住宅の施策対象世帯数(A)	4455	4465	4388	4256	4084	3874
著しい困窮年収未満の世帯数(B)	2820	2825	2776	2691	2579	2446

算出された「著しい困窮年収未満の世帯数」に対し、公営住宅等の「低廉で質を備えた住宅」の供給がどの程度見込めるかを推計する。

低廉な家賃かつ一定の品質が確保された民間賃貸住宅数

公営住宅・URに加えて、「低廉な家賃かつ一定の品質が確保された民間賃貸住宅」をストックとして算入する。「低廉な家賃かつ一定の品質が確保された民間賃貸住宅」の考え方を以下のように設定する。

- ・1人世帯の最低居住面積水準 25 m²を上回る延べ面積である
 - ・河内長野市の住宅扶助費を参考に、1人世帯：3万円以下、2人世帯：4万円以下の民営借家を低廉な家賃とする
 - ・新耐震基準以降に建てられている
- この考えに基づき算定した結果を以下に示す。

●民営借家の家賃・延べ面積別の戸数

単位：戸

	総数	1万円未満	1～2万円	2～3万円	3～4万円	4～5万円	5～6万円	6～7万円	8万円以上
29㎡以下	1,280	40	50	320	370	480	80	0	0
	100.0%	3.1%	3.9%	25.0%	28.9%	37.5%	6.3%	0.0%	0.0%
30～49㎡	550	20	0	0	10	60	140	160	40
	100.0%	3.6%	0.0%	0.0%	1.8%	10.9%	25.5%	29.1%	7.3%
50～69㎡	1,660	0	10	20	0	120	600	450	100
	100.0%	0.0%	0.6%	1.2%	0.0%	7.2%	36.1%	27.1%	6.0%
70～99㎡	530	0	10	20	0	20	170	120	100
	100.0%	0.0%	1.9%	3.8%	0.0%	3.8%	32.1%	22.6%	18.9%
100～149㎡	470	0	0	0	10	20	50	40	190
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	4.3%	10.6%	8.5%	40.4%
150㎡以上	140	0	0	0	0	0	0	0	100
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	71.4%
民営借家 (専用住宅)総数	4,630	40	50	350	400	710	1040	760	530
	100.0%	0.9%	1.1%	7.6%	8.6%	15.3%	22.5%	16.4%	11.4%

(資料)平成25年度住宅・土地統計調査

※統計データが各項目で四捨五入されているため、各項目の和と総数が異なる場合があります。

「上記表の色付き部分のストックの合計：90戸」

$$\times \text{「昭和56年以降に建設された民営借家率：71.2%」} \quad \div \quad \underline{64 \text{ 戸}}$$

また、民営借家における各住戸の改修・建替等の計画が不明であること、戸数がストック総数から見れば少数であることから、「低廉な家賃かつ一定の品質が確保された民間賃貸住宅」の数は2040年度まで一定の数値とみなす。

上記推計の総括

●2040年度における「著しい困窮年収未満の世帯数」と総ストック量の比率

	2015 年度	2020 年度	2025 年度	2030 年度	2035 年度	2040 年度
世帯数(一般世帯数)	41,592	40,746	39,242	37,260	34,857	32,767
公営住宅の施策対象世帯数(A)	4455	4465	4388	4256	4084	3874
(総数に対する比率)	10.7%	11.0%	11.2%	11.4%	11.7%	11.8%
著しい困窮年収未満の世帯数(B)	2820	2825	2776	2691	2579	2446
(総数に対する比率)	6.8%	6.9%	7.1%	7.2%	7.4%	7.5%

●総ストック量との比較

	2020 年度	2025 年度	2030 年度	2035 年度	2040 年度
市営住宅総数	186	186	186	186	186
府営住宅総数	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888
UR(都市機構)総数	914	914	914	914	914
低廉な家賃かつ一定の品質が 確保された民間賃貸住宅総数	64	64	64	64	64
合計	3,052	3,052	3,052	3,052	3,052
(上記Bに対する比率)	108.0%	109.9%	113.4%	118.3%	124.7%

推計結果より、「著しい困窮年収未満の世帯数」に対し、2020年度以降いずれの時点でも総ストック量は上回っている。

しかしながら、将来的には、他の公営住宅等における集約事業等により、ストック量が一定程度減少する可能性もある。このため、本計画の見直しの際には、改めて需要予測と目標設定を行うこととする。

5. 事業手法の選定

今後の本市営住宅の管理運営に当たっては、公営住宅等長寿命化計画策定指針に示された事業手法の選定フローを参考に、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減につながるよう事業手法の選定を行う。

(1) 1次判定

築年数及び用途廃止基準による判定

- ・各住宅とも平成7年度以降の竣工であり、耐震性や耐火性などの住宅整備水準に達していること、需要が高く、公共交通機関や生活便利施設等が近接していることから、用途廃止基準に該当せず、継続管理判定とする。

(2) 2次判定

全ての住宅が、継続管理判定に該当することから、住棟単位で躯体の安全性、避難の安全性などを判断し事業手法を選定する。

①躯体の安全性の判定

- ・いずれも旧耐震基準で設計・建設された住棟（壁式住棟又は二戸一改善等を実施した住棟以外）に該当しないため、耐震性については、基準を満たしている。

②避難の安全性の判定

- ・いずれの住棟も、二方向避難の確保ができています。

③居住性の判定

- ・いずれの住戸についても、50㎡以上の住戸面積を有しており、浴室及び浴槽も設置されていることに加え、住戸内・共用部分ともバリアフリー性にも配慮した設計となっていることから、居住性は確保されている。

④安全性確保、長寿命化型改善、居住性向上型改善の必要性の判定

- ・いずれの住棟についても、新耐震基準で建設され、二方向性避難も確保されており、安全性は確保されている。
- ・外壁、屋上防水、給水ポンプについては、修繕周期を踏まえ、耐久性向上、躯体への影響低減、維持管理の容易性の向上等を図るため、長寿命化型改善及び居住性向上型改善を行う改善候補とする。

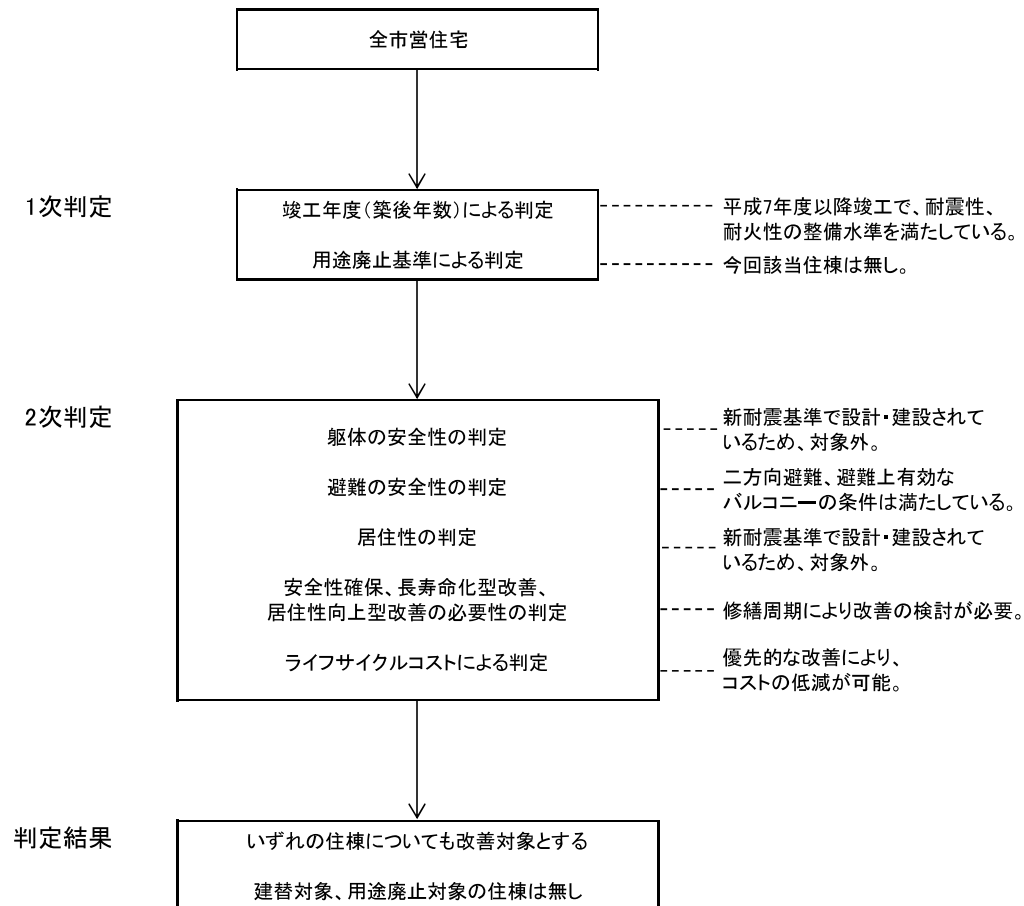
⑤ライフサイクルコストによる判定

- ・計画修繕を実施する際は、ライフサイクルコストやランニングコストを考慮し、仕様や工法を選定する。

(3) 判定結果

①判定結果

上記の判定の結果、いずれの住棟についても、「改善対象」と判定する。



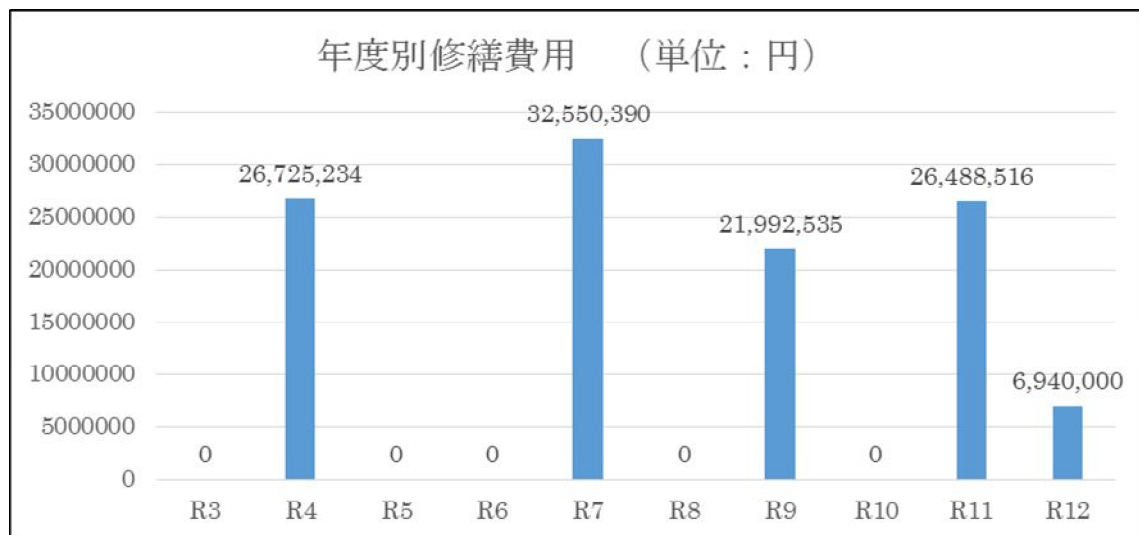
改善事業の実施予定

必要な改善箇所について、定期点検の結果や入居者等の状況などを総合的に判断し、効率的な事業実施を目指す。

改善事業の実施予定の検討に当たっては、事業費が時期的に偏在しないよう平準化を図ると同時に、実施時期の調整により改善が必要な箇所について悪影響がないか確認を行う。

計画期間（令和3年度～令和12年度）における改善事業の実施予定については、以下のとおり。

住宅名	修繕・改善事業の内容										
	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	
桜ヶ丘住宅								← 長寿命化型改善 →			
栄町住宅	← 長寿命化型改善 第1期 →				← 長寿命化型改善 第2期 →						
							← 居住性向上型改善 →				
昭栄住宅									← 長寿命化型改善 →		
										← 居住性向上型改善 →	
三日市西住宅										← 居住性向上型改善 →	



年度別修繕費用については、各修繕・改善事業の実施期間の初年度に計上

6. 市営住宅の管理運営に関する基本方針

6-1 ストックの状況把握・改善の実施・データ管理に関する方針

市営住宅ストックの長寿命化を図るためには、住棟ごとの現況を的確に把握した上で、地域特性や入居者の特性、財政事情、改修方法を踏まえた維持管理を行う必要がある。

このため、定期点検を実施し、市営住宅のストック数（管理戸数）や日常的な修繕、個別改善等が必要となる箇所の状況に関する情報を把握・蓄積し、計画的かつ効率的な維持管理に活用するとともに、必要に応じて、入居のしおりにもフィードバックさせるなど、よりよい維持管理に努める。

6-2 改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

現時点で良質な住宅ストックについては、事後保全による対処療法的な維持管理から、中長期の計画的な維持管理を図る改善を実施することによって、市営住宅の長寿命化を図る。

改善事業の実施に当たっては、耐久性の向上・メンテナンス性能の向上等仕様のグレードアップにより、従来型の短期の更新サイクルと比較し、修繕周期の延長が期待される場合や日常の維持管理が容易となる場合は、積極的に長寿命化を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

このことから、実施する改善事業を長寿命化型改善（屋根や共用部の床の防水、外壁や鉄部の塗装等）及び居住性向上型改善（給水ポンプ更新）に分類し、国庫補助金の活用も視野に入れつつ改善事業の計画を行う。

修繕標準周期については、これまでの修繕周期や定期点検結果などを参考に定め、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施につなげる。

6-3 点検の実施方針

(1) 実施体制

日常点検は、担当者等が現場で目視にて行える範囲の内容とするが、備品の携帯や車両の運転、万が一のトラブル時の対応を想定し、複数人で実施することを原則とする。

(2) 事前準備

日常点検を行う際には、前回の点検時に「所見あり」とされた箇所と内容を事前に確認する。前回点検時に「経過観察」とされた箇所については劣化事象の進行程度や、既に修繕済みの箇所についてはその後の経過を重点的に点検する。

また、前回の点検実施後に発見された不具合（入居者からの通報含む）や修繕の記録、今後の計画修繕工事の予定等も事前に確認する。

(3) 点検の実施方針

建築基準法第 12 条の規定に基づく法定点検については、引き続き法令に基づく適切な点検を実施する。また、法定点検の対象外（100 m²未満の建築物となる集会所、公園遊具等）についても、定期的な点検の実施に努める。

6-4 計画修繕の実施方針

市営住宅を長期にわたって良好に維持管理していくためには、建物の内外装・設備等の経年劣化に応じて適時適切な修繕を計画的に実施していくことが必要である。これを確実に実行していくためには、将来見込まれる修繕工事の内容・修繕時期・必要となる費用等についてあらかじめ想定し、長期的視点において、計画的かつ総括的に修繕を実施していく。

計画修繕を実施する際には、ライフサイクルコストやランニングコストを考慮し、使用や工法を選定する。

計画修繕は、空家の修繕等と併せて、効率かつ計画的に実施するものとする。また、改善事業の項目として長寿命化改善を最優先としつつ、共用部分の安全性の確保に努めるものとする。なお、既存不適格の解消については、当該箇所の修繕の際に合わせて解消するようにする。

6-5 居住者等との合意形成

改善事業の実施に際しては、工事の実施に伴う騒音や設備の使用制限等、居住者の生活に大きな影響を与えることになり、自治会や居住者の理解と協力を得ることが重要である。

このため、事業の詳細が決まり次第、早期に自治会を通じて居住者への情報提供に努める。

また、高齢や障がい等を理由に、入居している部屋で継続して暮らすことに支障がある世帯については、エレベーターのある住宅や下層の部屋が空いた際には、住宅替えの提案実施を検討する。

6-6 各関係機関との連携

高齢入居者等について、孤独死、認知症等疾患による孤立、周辺住民への影響等を防止するために、福祉部局と連携した対応を行う。

また、大阪府やUR都市機構との連携により、公営住宅（市営・府営）、公社住宅、UR賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等、他の公的住宅に関する以下のような情報の提供に努める。

- ・空き家状況、新規募集の時期・戸数、住宅ストックの規模や設備等
- ・優先入居の取り扱いや特定目的住宅等の情報
- ・入居相談等
- ・収入超過者の住み替え斡旋（UR賃貸住宅、特優賃等）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

河内長野市では、平成 27 (2015) 年に国連サミットにおいて採択された SDGs (Sustainable Development Goals - 持続可能な開発目標) 「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組む

こととしています。本計画は、SDGs の 17 の目標のうち、次の目標の達成に向けた取り組みを推進するものです。



目標 3【すべての人に健康と福祉を】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 11【住み続けられるまちづくりを】
包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

河内長野市営住宅長寿命化計画

令和 3年 3月

河内長野市 都市づくり部 都市計画課

〒586-8501

大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

TEL 0721-53-1111